

太田市外三町斎場内売店運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月
太田市外三町広域清掃組合

1. 目的

太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）では、太田市外三町斎場の供用開始に伴い、斎場に売店の設置を予定している。

そこで、民間事業者の持つノウハウを生かし、組合が定める条件の下、安定して経営及び利用者への質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集するものである。

2. 事業概要

本事業は、組合が、行政財産使用許可により施設の一部を事業者の使用させ、事業者が売店を運営するものとする。

3. 施設場所

施設名 太田市外三町斎場とね聖苑

所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺 347 番 1

使用可能箇所 2 階の一部 売店コーナー 22.62 m²

ストックヤード 8.29 m²

倉庫 7 4.80 m²

※参考 建築中のため面積は未確定

用 途 売店の営業

4. 使用条件

(1)使用許可

本プロポーザルにより選定された事業者は、太田市財務規則（平成 17 年太田市規則第 73 号）の規定に準じ行政財産使用許可申請書を組合に提出し、地方自治法第 238 条 4 第 7 項の規定による使用許可を受けるものとする。

(2)使用許可期間

使用許可期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、事前に開店準備の期間を設ける場合は、組合と協議すること。

また、令和 9 年 4 月 1 日以降の使用許可に関し、組合と事業者との協議の上、使用状況、実績等を勘案し、組合が引き続き使用を許可することが適当と判断した場合は、1 年度単位で更新できるものとする。

なお、事業者の都合又は使用期間満了により退去しようとする場合は、その 6 か月以前

に文書により組合に申し出るとともに、組合の指示に従うこと。

(3)営業開始日

令和 8 年 7 月 1 日以降とする。

(4)使用料

ア 使用料は、組合行政財産の使用料に関する条例に基づき算出した額とする。

令和 7 年度現在 月額 990 円／㎡（税込）

イ 使用料合計のうち、100 円未満は切り捨てとする。

ウ 使用料は、組合の発行する納入通知書等により、組合が指定する期日までに支払うものとする。

エ 組合は、事業者と協議の上、使用目的の重要性、使用に係る事業の採算性を勘案し、太田市行政財産使用料条例第 3 条第 2 項の規定を準用し、同条第 1 項の規定により使用料を算出することが適当でないと管理者が認めるときは、これらの事情を勘案して組合管理者が定める額とする。

(5)経費の負担

ア 店舗の設置に関する経費のほか、使用した光熱費、通信費、衛生管理費、修繕費、廃棄物処理費、看板類の設置等、売店の運営に係る一切の経費は、事業者の負担とする。

イ 上記アの項目で、算出することができない経費は組合と協議するものとする。

ウ 事業者は、改装工事、店舗の改修等を行うときは、事前に組合の承認を得るものとする。

エ スtockヤードに業務用冷蔵庫（リーチイン冷蔵ショーケース RSC-120E）、棚類を組合が用意する。

(6)禁止事項

ア 事業者は、使用物件を売店の営業以外の用途に供することはできない。

イ 事業者は、売店の営業を直接行うものとし、他の者に再委託することは認めない。ただし、本要領 6 (1)に掲げる手続きを経た場合に限り、事業者がフランチャイザーとなり、自らの責任においてフランチャイズ加盟店に運営を任せることができる。

(7)原状回復

ア 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了したときは、事業者の負担で、組合が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で、組合に返還するものとする。ただし、組合が承認した場合はこの限りでない。

イ 事業者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、組合が原状回復

のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができる。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8)損害賠償

ア 事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損し、又は使用の許可において付した条件に違反して組合に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、事業者が自己の負担により使用物件を原状に回復した場合はこの限りでない。

イ 事業者は、使用物件の使用に当たり、組合又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(9)有益費等の請求権の放棄

事業者は、使用物件に投じた改良等のための有益費及び修繕費等一切の費用を組合に請求することはできない。

(10)定期報告

ア 事業者は、使用物件に係る収支状況を、毎年度四半期ごと（4-6月、7-9月、10-12月、1-3月）に取りまとめ、当該四半期の最終月の翌月末日までに、収支報告書を組合に提出すること。

イ クレームや事故については、発生後速やかに組合に報告すること。

ウ 上記事項のほか、組合から収支等の報告を求められた場合は、事業者はその求めに応じること。

(11)事業者の義務

ア 事業者は、善良な管理者の注意をもって店舗を使用すること。

イ 組合が店舗の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

ウ 事業者は、売店の運営に当たっては、火葬等の業務の支障とならないよう十分に配慮しなければならない。

(12)法令の遵守

使用物件の使用に当たっては、関係法令、関係条例及び規則等を遵守すること。

5. 運営条件

(1)営業日及び営業時間

開場日（友引日、12月31日から1月3日の休場日以外）

午前9時から午後5時まで

ただし、営業日及び営業時間は、組合との協議により変更することができる。

(2)店舗の設置

事業者は、提出した事業提案書に基づき、自らの責任と負担において、店舗を設置するものとする。

(3)販売品目

売店で取り扱う商品については、次に定めるものを基本とし、事業者が定めるものとする。

ア 軽食（スナック類等）

イ 飲料類

ウ 骨壺（分骨用、小動物用を含む）

なお、組合から依頼があった販売物については、店舗の運営に支障のない範囲で協力すること。また、組合から利用者へのサービス向上に寄与するための提案があった場合は、協議に応じること。

(4)営業許可等の申請

営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、事業者が全ての責任を負うこととする。

(5)商品の仕入れ及び管理

ア 仕入れ商品については、安全性等信頼のできる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、事業者が全ての責任を負うこととする。

イ 商品の安全管理には十分に配慮するとともに、取扱い商品については、適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守すること。

(6)商品の搬入口・搬入方法

商品の搬入の際は、組合の指定する場所に駐車し、利用者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ組合の指示を受けた方法とする。

(7)廃棄物の搬出・清掃

店舗で販売した商品・包装等から発生する廃棄物処理については、事業者の責任で行い、処理費用も負担すること。また、店舗内及び周辺の日常清掃や害虫駆除等は、事業者の負担で行うこと。ごみ箱は組合で用意し、一時保管場所として1階ごみ庫の使用も可能とする。

(8)貼り紙、看板等の表示・掲出

貼り紙は、店舗内外を問わず原則禁止とする。看板等の表示及び掲出は、会葬者等の

動線に配慮し、事前に組合とその内容や場所等について協議し、承認を受けるものとする。

(9)施設の管理

ア 受変電設備の法定点検等により予定されている一斉停電その他施設維持管理上やむを得ず停電作業が発生したときは、組合と調整の上、食材等の保管対策を行うこと。なお、組合はこれに伴う補償補填は行わない。

イ 事業者は、店舗内の衛生管理に十分留意し、常に清潔を保つこと。

ウ 従業員の通勤用車両の駐車は組合と協議すること。

(10)災害等緊急時の対応

事故、災害等緊急時には、可能な範囲で斎場管理者等に協力、支援すること。

(11)その他

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、組合と事業者で協議の上、決定する。

6. 応募条件等

(1)募集形式及び応募資格

本募集は、公募型のプロポーザルとし、応募できるのは、次の全ての要件を満たす法人又は個人事業主とする。

なお、応募者は、チェーン本部又はフランチャイズ加盟店、個人事業主のいずれも可とするが、使用者（使用許可を受けた者）がチェーン本部で、運営をフランチャイズ加盟店に任せる場合は、フランチャイズ加盟店の名称その他組合が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等の書類を使用許可後に組合へ提出するものとする。

また、同一の法人、個人、団体又は代表者等が本募集に関して重複して複数の応募申込を行った場合、その者の提案は無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 申し込みをしようとする者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員若しくはそれらの利益となる活動を行う団体又は組合暴力団排除条例第 3 条に規定する暴力団員でないこと。

ウ 租税を完納していること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者、申立てがなされていない者又は申立てがあった場合で更生手続開始の決定を

受けた者であること。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者、申立てがなされていない者又は申立てがあった場合で再生手続開始の決定を受けた者であること。

(2) プロポーザルに係るスケジュール

公告	令和 7 年 10 月 31 日（金）
質問書受付期限	令和 7 年 11 月 6 日（木）17 時（必着）
質問書に対する回答	令和 7 年 11 月 14 日（金）
参加申込書等提出期限	令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時（必着）
事業提案書提出期限	令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時（必着）
ヒアリング（プレゼンテーション）	

実施いたしません。

選定委員会	令和 7 年 12 月中予定
選定結果通知	令和 7 年 12 月下旬予定

(3) 参加手続

ア 公募関係資料の入手方法

組合ホームページからダウンロードすること。

イ 現地確認

現在、建築工事中であるため、現地確認は不可とする。

ウ 質問書の受付

受付期限 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時まで（必着）

提出方法 質問書（様式第 6 号）を電子メールにより提出すること。

件名を「売店公募質疑（事業者名）」とすること。

メール送付先 058100@otaseisou.or.jp

回答方法 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、

令和 7 年 11 月 14 日（金）に組合ホームページにおいて公表する。

エ 参加申込等

提出期限 令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時（必着）

提出先 太田市外三町広域清掃組合 施設整備課

〒373-0842 群馬県太田市細谷町 604 番地 1

提出方法 持参又は郵送

提出書類 参加申込書（様式第 1 号）

会社概要 (様式第2号)

商業・法人登記事項証明書

(提出日前3か月以内に発行されたもの。個人事業主の場合は住民票)

印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)

定款 最新のもの(法人のみ)

決算書(直近)

納税証明書(法人税、市県民税、消費税等)

営業に関する資格、免許等の写し

誓約書 (様式第3号)

備考 提出期限後の追加資料の提出はできない。

上記書類のほか、必要に応じて別の書類を求めることがある。

オ 事業提案書の提出

提出期限 令和7年11月28日(金) 17時(必着)

提出先 太田市外三町広域清掃組合 施設整備課

〒373-0842 群馬県太田市細谷町604番地1

提出方法 持参又は郵送

提出書類 事業提案書 正本鏡(様式第4号) 1部

副本鏡(様式第5号) 10部

備考 様式第4号には代表者印を押印すること。

副本には、提案者の社名を記載しないこと。

カ 事業提案書の内容(書式は任意)

①運営方法 ・店舗を管理運営する上での基本方針
(営業日及び営業時間、営業開始日を含む。)

・商品の物流システム及び品質管理

②従業員の配置体制

・従業員の配置体制、指揮命令系統

・従業員の勤務体制及び労働条件

・従業員の教育方針及び体制

③安全管理 ・防犯、防災等の安全管理体制

・食品衛生、品質管理及び事故防止体制

④商品・サービスの構成

- ・販売を予定している主な商品の構成、サービスの質
(会葬者等のニーズに合致した商品やサービスの提案)
- ・地域振興に資する取り組み（特産品の販売等）

⑤環境への配慮

- ・廃棄物の回収及び処理方法
- ・廃棄物の減量化を推進する取り組み
- ・事業者としての省エネルギー、リサイクル等の活動

⑥レイアウト

- ・店内レイアウトが具体的にわかる図面を作成
(A 3 版で作成し、A 4 サイズに二つ折り片面折り返して提出)
※図面には主な設備、機器類等の設置個所及びその名称を記載する。
- ・店舗の外観及び店内のイメージがわかる資料を作成

⑦アピールポイント

- ・アピールできる事項や優位性・特徴のある事項

7. 選定方法

- (1)事業者の選定にあたっては、選定委員会において、提出された事業提案書に基づき総合的に評価・採点を行い、最高点を取得した者から順に、候補者、次点候補者として選定する。
- (2)最高点の提案者が2者以上ある場合は、委員の投票により候補者を選定する。
- (3)最高点の提案者が辞退を申し出た場合や以下の「8. 留意事項」に該当した場合は、次点候補者を候補者とする。
- (4)提案者が1者のときは、その者が最低基準点（60点）を満たしている場合は、候補者として選定する。
- (5)審査は非公開とする。
- (6)選定委員会の委員名簿は、最優秀提案者決定後に委員の構成を公表する。

8. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1)提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2)選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3)候補者の決定から使用許可までの間に、候補者の資金事情の変化等により、売店の設置・運営の履行が困難であると組合が判断したとき。

(4)著しく社会的信用を損なう行為等により、候補者としてふさわしくないと組合が判断したとき。

(5)候補者が、応募資格要件に適合しなくなったとき。

9. その他

(1)本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2)審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(3)提出された書類等は返却しない。

(4)提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて組合から照会を行うことがある。

(5)組合は提出された書類等について、情報公開条例の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

(6)事業提案者全員に書面により結果を送付し、候補者の名称及び次点候補者の提案時名称を組合ホームページで公表する。

10. 提出先・問い合わせ先

太田市外三町広域清掃組合 施設整備課

〒373-0842 群馬県太田市細谷町604-1

電話番号 0276-33-7980

メールアドレス 058100@otaseisou.or.jp